# 第 54 期 (令和 6 年度)熊本地方最低賃金審議会第 1 回 熊本県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年7月24日(水) 14時00分~16時00分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟9階 小会議室
- 3 出席者

(公益代表委員) 倉田委員、諏佐委員、本田委員

(労働者代表委員) 齊藤委員、西委員、山本委員

(使用者代表委員) 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】斉藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督 官、堀田専門監督官

#### 4 議 題

- (1)部会長、部会長代理の選出(資料1,2)
- (2) 当専門部会の公開について(資料3)
- (3)関係労働者及び関係使用者の意見聴取等について(資料4、参考資料 ~ )
- (4) 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等(資料5,6)
- (5) その他(参考資料 ~ )

#### 5 議事内容

指導官

ただ今から、令和6年度 第1回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定足数の報告ですが、倉田委員と岩永委員におかれましては、体調不良により、本日は、資料1「熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」第5条第1項に基づき、テレビ会議システムにて出席されています。なお、テレビ会議ステムによる当専門部会への出席は同条第2項により、会議への出席に含めるとされています。

テレビ会議システムによる出席の倉田委員、岩永委員を含め、本日の委員の出席は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名で、委員総数9名中9名の委員に御出席いただいていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

それでは、本日の資料について事務局から説明いたします。

室長

まずは、訂正がありますのでお伝えします。会次第を御確認ください。議題(5)その他のところに参考資料 から とございますが、参考資料はまでございますので、 に訂正をお願いいたします。

それでは、本日の資料については、資料目次にあります、資料1から資料6まで用意しております。よろしいでしょうか。不足がある方は後ほどでも結構ですのでお申し出願います。資料の説明は以上となります。

指導官

続きまして、資料1を御覧ください。

熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項により、 当専門部会は原則として公開することとなっております。本日は、報道機関 2社から傍聴及び取材にお見えですので報告いたします。

続きまして、委員の任命についてですが、熊本地方最低賃金審議会熊本県 最低賃金専門部会は、資料2にあります最低賃金法第25条第3項、最低賃金 審議会令第6条各項及び資料1にあります熊本地方最低賃金審議会熊本県最 低賃金専門部会運営規程第3条に基づき、労働者代表委員3名、使用者代表 委員3名、公益代表委員3名の計9名で構成することとなっております。

令和6年度の熊本県最低賃金専門部会の委員を任命するに当たり、資料2にあります最低賃金審議会令第3条に基づき、熊本労働局長が候補者の推薦公示を7月8日から7月22日まで行ったところ、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の候補者の推薦がありました。この方々に公益代表委員から推薦された候補者3名を加えた計9名について、熊本労働局長が熊本県最低賃金専門部会委員として任命いたしたところです。

資料3を御覧ください。令和6年度熊本県最低賃金専門部会名簿になります。本日お集りの委員の皆様が掲載されております。

人事異動通知書につきましては、労働局長からの交付に替えまして、皆様のお手元にお配りしておりますので、御了承いただきますとともに、内容を御確認いただきますようお願いいたします。また、倉田委員及び岩永委員につきましては、後日、原本をお渡しする予定としております。名簿及び人事異動通知書に万が一、不備等がございましたら、事務局まで御連絡いただけたらと存じます。

それでは、令和6年度熊本県最低賃金専門部会委員の皆様を資料3の委員 名簿に沿って、紹介させていただきます。

公益代表委員から紹介します。

倉田委員です。

倉田委員

よろしくお願いいたします。

指導官

諏佐委員です。

諏佐委員

諏佐でございます。よろしくお願いいたします。

指導官

本田委員です。

本田委員

よろしくお願いいたします。

指導官

続きまして、労働者代表委員を紹介します。

齊藤委員です。

齊藤委員 よろしくお願いします。

指導官 西委員です。

西委員 よろしくお願いします。

指導官 山本委員です。

山本委員 はい山本です。よろしくお願いいたします。

指導官 続きまして、使用者代表委員を紹介します。

岩永委員です。

岩永委員 今日は申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

指導官 浦田委員です。

浦田委員 どうぞ、よろしくお願いいたします。

指導官原山委員です。

原山委員 よろしくお願いします。

指導官委員の皆様方よろしくお願い申し上げます。

それでは、会次第に沿って進めます。

まず、1番目の議題「部会長及び部会長代理の選出」です。資料2を御覧ください。最低賃金法第24条第1項に「会長は、公益委員を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされており、第25条第4項において、前条、第24条の規定は、専門部会について準用するとあります。従いまして専門部会長は、公益委員を代表する委員のうちから委員が選挙することとなります。

事前に開催しました公益委員の打合せで、部会長候補に倉田委員が推薦され、また、部会長代理候補に本田委員が推薦されています。

まず、部会長の選挙から行います。部会長を倉田委員とすることに賛成の 方挙手をお願いします。

委員全員 (全員挙手)

指導官 ありがとうございます。賛成多数により倉田委員が部会長に選出されました。続きまして、部会長代理を本田委員とすることに賛成の方挙手をお願い

します。

## 委員全員

## (全員挙手)

指導官

ありがとうございます。賛成多数により本田委員が部会長代理に選出されました。

部会長に倉田委員が、部会長代理に本田委員が決定されました。倉田部会 長、本田部会長代理よろしくお願いいたします。

それでは、熊本県最低賃金専門部会長に選出されました倉田部会長から御 挨拶いただきたいと思います。部会長よろしくお願いします。

部会長

本日は、こんな場所から参加することになり、いろいろな意味で御迷惑をおかけして、大変申し訳ございません。ただいま、最低賃金専門部会の部会長に選出されました倉田でございます。皆様におかれましては、今年度も熊本県にとって相応しい最低賃金というものが何なのか、ということを真摯に御議論させていただければと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

指導官

ありがとうございます。

それではカメラ撮り、録音等はここまでとさせていただきます。

今後の議事につきましては倉田部会長にお願いしたいと思います。部会長 よろしくお願いいたします。

部会長

はい、それでは審議に入らせていただきたいと思います。

本日は、残り4つの議題を予定しております。

まず議題 2 、当専門部会の公開についてです。審議に先立ちまして、当専門部会の公開・非公開の取扱いにつきまして、御審議をお願いしたいと思います。

資料1、専門部会運営規程を御覧ください。運営規程第7条第1項におきまして、当専門部会は、原則として公開するということになっております。しかしながら、その後に但し書きで、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は、部会長は、会議を非公開にすることができるというふうに規定されております。

今年度の金額審議については、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえまして、公労使三者が集まって議論を行う部分につきましては公開。他方で、公益委員による労働者側委員又は使用者側委員との個別確認といった二者の意思確認の場に関しましては、運営規程第7条第1項但し書きの「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ」というものを勘案いたしまして、非公開という取り扱いにしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

委員全員

(異議なし)

部会長

ありがとうございます。特に、この点に関して御意見がないようですので、 今申し上げたように三者が集まる場については公開、それから、公労もしく は公使という二者の個別確認の場は非公開という取り扱いにさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題「(3)関係労働者及び関係使用者の意見聴取等について」に移ります。

事務局では、地域別最低賃金の改正決定に係る関係労使からの意見書の提出について公示をされておりまして、まずは、その結果の報告を事務局から御報告をお願いいたします。

室長

資料4を御覧ください。

2024年7月22日付けで、熊本県労働組合総連合から意見書が提出されました。意見書を読み上げます

意見書、2024年7月8日貴会が最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、 公示した熊本県最低賃金の改正決定について、下記のとおり意見を提出しま す。

記、昨年の改正で+45 円の 898 円となりました。過去最高額の引き上げと いうことと、目安を大きく上回る改定額になったことには一定の評価をしま す。しかし、898円という改定額は私たちが求める他の先進国並みの1,500円 には程遠い水準であり、人間らしく暮らせる賃金からは大きくかけ離れ、地 域間格差もほとんど縮まっておらず不十分と言わざるを得ません。今年の春 闘では26年ぶりの高水準の賃上げとなりましたが、物価高騰により実質賃金 は 26 か月連続のマイナスとなっているように、依然として労働者のくらしは 厳しい状況にあります。最賃近傍で働く外国人技能実習生も円安と物価高騰 の影響により実家への仕送りが出来ないと嘆いています。さらに、今般のT SMC進出により周辺地域の物価が急激に高騰しています。それに伴い賃金 も高騰しており、時給 1,500 円でも求人が埋まらず、人手不足が深刻な状況 になっています。改めて、国をはじめ行政による中小零細企業への直接支援 を抜本的に拡充するとともに、最低賃金を全国一律にして先進国並みの水準 に底上げすることが不可欠となっています。健全な経済の再生には、賃金を 引き上げて消費を喚起することが不可欠です。コロナ禍と物価高騰を乗り越 え、格差と貧困を解消するためにも「全国一律の最低賃金 1,500 円」に大き く近づく最低賃金の引き上げを強く求めます。

1熊本県の最低賃金を時給1,500円以上に引き上げるため、十分な審議を尽くし、実現に向けた今後の工程表をつくること。2中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に対し全国一律最低賃金制度への改正を求めること。3厚生労働大臣に対し、中小零細企業が時給1,500円以上の賃金を支払えるように、具体的な経済支援策を求めること。また、中小零細企業とワーキングプア水準、年収200万円以下の労働者には健康保険や厚生年金、雇用保険など、社会保険料負担の減免を実効的な支援策を厚生労働大臣に求めること。

以上。2024年7月22日、熊本県労働組合総連合、議長楳本光男。熊本地方 最低賃金審議会、会長倉田賀世殿。以上です。

なお、意見書の提出の際に意見を述べる場があれば、述べたいという申し立てがありました。資料2を御覧ください。最低賃金法第25条第5項に最低賃金審議会は、最低賃金の改正について調査審議を行う場合においては、関

係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとするとあります。書面による他、 関係労働者及び関係使用者が専門部会に出席して意見聴取を行うことができ ることとなっています。

部会長

ただいま、事務局から意見書を読み上げてもらいましたが、最低賃金決定要覧をお持ちの方は 144 ページを御覧いただきたいのですが、ここに法令が載っておりますけれども、第 25 条第 5 項という規定がございますので、そちらを御確認いただければと思います。

資料2にも抜粋があるようです。どちらでも結構ですが、第5項を見ていただきますと「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」という規定になってございます。

今回、この資料4として出されている団体については、この規定によるところの関係労働者であるので意見を聴くという話になる、というのが先ほどまでの室長の御説明でございます。その上で、規定の「厚生労働省令で定めるところにより、」という部分なのですが、これにつきましては、最低賃金法施行規則の第11条第2項という規定になります。要覧をお持ちの方は153ページを御確認ください。「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、意見をきくものとする。」という規定になっています。ですので、今回皆様にお諮りしたいのは、こちらの団体については意見書として書面で既に出されているわけですけれども、これに加えまして、さらに適当と認めて、出席して直接対面で意見を聞くかどうか、という部分になってくるかと思うのですが、この点に関しまして皆様の御意見はどうかというところでございます。

委員全員

(特になし)

部会長

やはり、最低賃金というのは、地域の全ての労働者の生活に重要な役割を 果たしている、そういう制度でございますので、できれば意見を言いたいと いう方がいらっしゃるのであれば、できるだけ広く意見をお伺いする機会と いうのは設けたほうが、今後、最低賃金が決まった後、拘束されざるを得な い方たちのことを考えますと必要ではないかと個人的には考えますが、皆様 いかがでございましょうか。

労働者側はいかがでしょうか。同じ労働者側としての立場から。

西委員

断る明確な理由はありませんので。

山本委員

今回提出されていますのが熊本県労働組合総連合の議長からの意見書が1件ございます。参考資料で弁護士会の会長や、日本民主青年同盟の委員長からも意見書が出ているようですけれども、審議の対象は熊本県労働組合総連合ということでよろしいでしょうか。

## 部会長

私も先ほど事務局に確認したのですが、最低賃金法の第 25 条の規定を見ま すと、第5項で「関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」と ありますよね、今回の資料として入っている熊本県労働組合総連合さんにつ きましては連合さんと同じように労働組合ということで関係労働者というも のに当てはまるということ、他方で、山本委員が御指摘されました参考資料 にある弁護士会さんと、日本民主青年同盟熊本県委員会さんは、ある意味組 合さんとは違いますことから、第25条第5項でいうところの関係労働者であ るかどうかというのは少し考えるところですが、しかしながら第25条第6項 の規定を御覧いただきますと「最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、 審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の 関係者の意見をきくものとする。」とございまして、弁護士会さんですとか 日本民主青年同盟熊本県委員会さんというのは、どちらかといえばこの第6 項のその他の関係者に該当する可能性が高いということで、まず第5項の意 見聴取についてお諮りした上で、その後の審議として、第6項のその他の関 係者の意見聴取として、参考資料にある団体から御意見を聴収するかどうか ということを審議させていただく予定でございます。

ですから、まずは第 25 条第 5 項の関係労働者として熊本県労働組合総連合 さんから御意見を聴くかどうかという点について皆様の御意見をお伺いでき ればと思います。

いかがでございますか。

#### 山本委員

規定の中でも認められているということですし、意見書提出とともに、意見を述べたいという御要望があったということですので、私共としては意見を述べていただく場、お話を聞かせていただく場を設けることはよろしいことだと思っています。

部会長

ありがとうございます。 使用者側はいかがでしょうか。

浦田委員

使用者側も異存はありません。

岩永委員

お話を聞くのは私もやぶさかではありません。ただ、皆さんも思い当たりがあられると思いますが、時間が30分も1時間も延々と述べられてもということもありますので、時間のことも考えていただければなと思っております。

部会長

ありがとうございます。

時間については、確かに審議会の運営に支障が生じるような意見聴収というのは問題になるかと思いますので、事務局はその点は事前に当事者と調整をしておいていただくようにお願いいたします。

それでは、こちらの団体につきましては意見をお伺いするということですが、日程につきましては事務局のほういかがでしょうか。

原山委員 すみません。

部会長 はい、原山委員どうぞ。

原山委員 関係使用者からも聴く場合があるということと理解してよろしいのでしょうか。

2 .5 0

基準部長 関係使用者または関係労働者からの御意見を聴くということですので、もちろん関係使用者からの意見を聴くことはできるのですが、今回、公示手続きを行って意見書を提出されたところが熊本県労働組合総連合さんで、関係使用者からの意見書提出はございませんでしたので、意見聴収もないということになります。

部会長 ありがとうございます。

ということですので、今回については関係労働者から御意見をお伺いする ということで、皆様よろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

部会長それでは日程について事務局お願いいたします。

室長 先方は、第2回専門部会が開催される7月26日は都合が悪いということでしたので、それ以外の直近で7月30日に開催いたします第3回専門部会で行う予定といたします。

部会長 それでは、7月30日の第3回専門部会で関係労働者からの聴取を行うということで確認をさせていただきましたので、事務局は準備のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

次に、参考資料1として熊本県の弁護士会から「最低賃金の更なる引き上げを求める会長声明」というのがありますので、事務局から御説明をお願いします。

室長 のインデックスがついた資料を御覧ください。令和6年6月12日付けで 熊本県弁護士会から会長声明が提出されましたので紹介します。御確認くだ さい。

部会長参考資料 2 に日本民主青年同盟熊本県委員会から「最低賃金額の 1500 円への引き上げを求める要請書」がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

室長 のインデックスがついた資料を御覧ください。令和6年7月16日付けで、 日本民主青年同盟熊本県委員会から要望書が提出されましたので紹介します。 また、この団体の委員長である髙崎氏からは、 のインデックスのついた 資料である「意見書」も提出されました。意見書では、最低賃金審議会と専 門部会で意見を述べさせてほしいとの希望があります。

資料2を御覧ください。最低賃金法第25条第6項に最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとするとあります。

要望書と意見書を提出した団体については、その他の関係者の位置づけで、 団体の意見をきく場を設けるかどうか、御審議いただければと思います。

部会長

ありがとうございます。

ただいま室長から御説明がありましたが、この二つの団体のうち参考資料2のほうの団体につきましては、先ほどと同様にこちらの審議会の場で直接意見を述べる機会を設けてほしいという要望が上がっております。法令上、審議に際し必要と認める場合に意見を聴くものとするとありますので、私どもが必要と認めるかどうかということが論点になってくるかと思いますが、しかしながら、私も含めまして皆さんも日本民主青年同盟熊本県委員会いう団体がどういう委員会であるのかということについての十分な情報を現時点では持ち合わせていないように思います。そこで提案ですが、この場ですぐに必要と認めるかどうかを判断するのが難しいように思われますので、この点につきましての情報を事務局にある程度収集していただきまして、次回の審議会においてその情報に基づきまして必要性の御審議を再度させていただければと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

委員全員

(異議なし)

部会長

よろしいですか。

それでは、こちらの日本民主青年同盟熊本県委員会につきましては、次回の専門部会までに事務局のほうで情報を収集していただきまして、それに基づきまして次回、意見聴取をするかどうかの決定をさせていただければと思います。

ほかに、事務局のほうからこの点につきまして何かございますか。

室長

はい、意見書ではないのですが、審議会会長及び賃金室に対して最低賃金の引上げを求める葉書が 2,150 枚ほど郵便で届いておりますので、御紹介いたします。以上です。

部会長

ありがとうございます。

続きまして、議題4、最低賃金に関する基礎調査結果の概要等に移ります。 事務局から説明をお願いします。

室長

最低賃金に関する基礎調査結果について説明します。資料については5-1から5-4になります。 まずは、資料 5 - 1、基礎調査の概要についてです。調査対象は、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は 100 人未満、それ以外の産業は 30 人未満の常用労働者を雇用する事業所で、本年 6 月時点の労働者の賃金実態を把握し、併せて未満率・影響率を把握するものです。

今年度は、調査対象となった 1,572 事業所から、有効な回答があった 762 事業所の集計を行い、調査対象労働者は 7,201 人で、それを復元した人数が、 252,627 人となっております。

賃金の支給状況を把握するためには、一般的に平均値が用いられますが、これは、総賃金額を総人数で除して得られた数でありますが、特別高い人又は特別低い人がいた場合、平均値にかなり誤差が出ることになるため、基礎調査では、特性値は、分位数として統計を算出しております。

次に、資料 5 - 2 には、地域別最低賃金対象産業別賃金額特性値を掲載していますので御確認ください。

特性値とは、労働者を賃金の低いものから高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数になります。表の一番上の産業計で本年度と昨年度とを比較しますと、第1・20分位数をみると、全労働者では令和5年6月853円、令和6年6月は900円、パートの場合も令和5年6月が853円、令和6年6月898円となっています。同じように令和5年6月と令和6年6月の第1・10分位数と第1・4分位数、中位数の順に記載しております。資料5・2は以上です。

資料5-3を御覧ください。未満率と影響率、全労働者に特化した表をつけています。現行の最低賃金額898円を基準として、+1円から+62円までの未満率と影響率を一覧表にしたものです。この表を御覧いただくと、表の一番上に898円の欄があると思います。これは現行の最低賃金で、その下の最賃対象産業計の欄に1.7という数字が確認できると思います。ここの数字は、地域別最低賃金対象産業計における未満率を表しています。表の上に+1から+62まで記載がありますが、この数字は現行からプラス何円上げた場合、どれだけの影響率となるかを表した表となっています。こちらの表で見ていただくと影響率がすぐに分かるようにと作成したものです。例えば1円上がれば4.0となっていますので、影響率は4.0%となります。

資料 5-4 は、未満率と影響率のパート労働者に特化した表になります。 基礎調査の結果の説明は以上となります。

続きまして、資料6に地域別最低賃金改正に関する資料ということでお付けしております。この資料は全14ページからなっております。熊本を含めて全国の最低賃金の改正状況や過去の改正額をまとめたものが、1ページの「令和5年度地域別最低賃金の改正状況」、2ページの「熊本県の最低賃金決定額の推移」、3ページの「地域別最低賃金額(時間額)の推移」となっています。

4ページからは、令和5年賃金構造統計調査結果からまとめたものです。「都道府県、性、主な産業別及び産業計の年齢・勤続年数(男女計)」、5ページは同じく男性計、6ページは女性計をまとめてあります。7ページは「一人平均所定内給与額(男女別の推移(10人以上))です。8ページは

「令和5年産業別所定内給与額」、9ページは「令和5年度規模別所定内給与額」、10ページは「令和5年度年齢別所定内給与額」となっています。

11 ページは毎勤統計調査結果からまとめたものです。「一人平均月間所定内給与額の推移(熊本・全国)5人以上」をまとめており、12 ページは同じく30人以上です。賃金構造基本統計調査結果からまとめたものが、13ページにありますが「女性短時間労働者の1時間当たりの賃金(企業規模10人以上)」になっています。最後の14ページの上の表は、熊本県における産業別女性短時間労働者の1時間当たりの賃金(企業規模10人以上)」です。下の表は同じく企業規模5~9人のものとなっています。

資料の紹介、説明は以上です。

部会長 ただ今の御説明につきまして何か御質問等はございませんでしょうか。 はい、西委員どうぞ。

西委員 資料の5 - 1の基礎調査の概要のところの3の調査対象に、1,572 件に対し、事業所762 件の集計を行ったとありますが、これは、1,572 件に出して、集まったのが762 件という意味ですか。

室長 提出期限を定めまして、この資料を作る段階で 762 件であったということです。

西委員 さらに、762件の回答があった方の調査対象労働者が7,201名であったという解釈でよろしいのですか。それを復元すると 252,627 人だったということですか。

室長 回答のあったところの労働者が 7,201 人であったということです。

部会長 ほかにありませんでしょうか。 はい、浦田委員どうぞ。

浦田委員 今の話で、復元した人数の 252,627 人という数字は、県内に 25 万人くらい いらっしゃるということで、そこに合わせたということですか。

室長 調査はあくまでも抽出した中から行いますので、それを県内の事業場など の実態に戻した数字ということになります。

部会長 ほかにございませんか。

実態と数値にした時のずれというのはどうしても生じてしまうので、専門部会ではこの数値を前提として議論をさせていただいております。もし何か御質問があれば適宜お問い合わせをいただければと思います。

それでは事務局から今後の審議日程について御説明をお願いいたします。

室長

次回の日程につきましては、7月26日金曜日に第2回専門部会を合同庁舎A棟10階大会議室で14時30分開催を予定しています。また、専門部会の開催前に13時30分から同じ会場で第10回本審を開催し、本年度の地域別最低賃金改正の目安について伝達させていただく予定としております。

なお、昨日の7月23日に第4回目安小員会が開催されましたが、とりまとめには至りませんでした。本日午前10時から第5回目安小委員会が開催され、審議が行われています。もし、本日とりまとめがなされなければ、日程も変更させていただくことになります。その時は、直前になるかもしれませんが御連絡いたしますので、よろしくお願いします。以上です。

部会長

今のところ目安に関する情報等は入ってきていますか。

基準部長

本省からの情報はございません。

部会長

わかりました。それでは、皆様には日程変更がある可能性も踏まえまして 今後の日程についてどうぞよろしくお願いいたします。

他に事務局からありますか。

室長

お配りしている資料について御説明したいと思います。

第2回の目安小委員会で発表された資料ですので、委員の皆様に共有いたします。なお、資料の概略のみ説明いたしますので、後ほど御覧いただければと思います。

のインデックスの資料についてです。令和6年賃金改定状況調査結果をまとめたものです。全国16,373事業所、集計労働者は29,463人に対して行われたものです。調査事項は、5に記載のとおりで、事業所に関する事項では、賃金改定の状況もあります。労働者に関する事項では、令和5年6月分と令和6年6月分の賃金形態もあります。それらをまとめたものが「第1表賃金改定実施状況別事業所割合」「第2表事業所の平均賃金改定率」「第3表事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」「第4表一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」となっています。第4表のですけれども、これは、令和5年6月と、令和6年6月の両方に在籍した労働者のみを記載しておりますので、賃金の上昇率などが同じ人で比較できる表ということで御確認いただければと思います。

次に のインデックスのついた資料を御覧ください。これは生活保護と最低賃金の状況をまとめたものです。

まず、1ページのグラフを御覧ください。右上の四角囲みに説明がありますが、破線の は生活保護水準で、生活扶助基準の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものです。実線の は令和4年度の最低賃金額で法定労働時間働いた場合の手取り額を示しております。熊本を含め全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っております。2ページは、1ページの最低賃金額のグラフを令和5年度のものに更新したものです。全体的に最低賃金の水準は1ページよりも上がっております。こちらも同様に、熊本を含め全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っております。

3ページは、47 都道府県について、最低賃金と生活保護水準の乖離額の変動について要因分析をしたものです。列Dの額が昨年度の目安小委員会で示した乖離額です。マイナスは最低賃金額が生活保護水準を上回っていることを示しています。熊本では - 204 となっており、最低賃金額が生活保護水準を上回っています。

続きまして、 のインデックスのついた資料です。地域別最低賃金額、未 満率及び影響率をまとめたもので、全国のものです。

1ページは最低賃金に関する基礎調査によるものですので、原則 30 人未満の小規模事業者が対象となっています。表は過去 10 年間の推移であり、一番右の列が令和 5 年度になります。ランクは令和 4 年までは 4 ランクで令和 5 年からのランクは 3 ランクになりましたという記載になっております。同じく、その下が地域別最低賃金の未満率・影響率ということで、全国のものを出しています。熊本県は未満率が 1.8%、影響率が 17.9%となっています。 3ページを御覧ください。 2ページと同様のグラフを賃金構造基本統計調査に基づいて示したものになります。注 1 にあるとおり 5 人以上の事業所が対象となります。熊本県は未満率が 1.7%、影響率が 7.7%となっています。

次に、 のインデックスのついた資料です。賃金分布に関する資料、時間当たりの賃金分布ということで、資料 4 - 1 が一般労働者と短時間労働者をまとめたものです。 4 - 2 が一般労働者、 4 - 3 が短時間労働者です。都道府県ごとにまとめたものです。熊本県は 10 ページ、一般労働者のみは 23 ページ、短時間労働者は 36 ページに載っています。

次に は、最新の経済指標の動向ということで「 我が国経済」として「四半期別GDP速報」「個人消費」など13の項目の結果がまとめてあります。「 海外経済」では、「1アメリカ」「2アジア地域」など4の項目の結果がまとめてあります。

は目安小委員会の委員から要望のあった資料ということで載せています。「2023年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移」など6項目の資料と、中小企業庁が令和6年3月にまとめた「令和5年度取引条件改善状況調査自主行動計画フォローアップ調査結果概要」がついております。それと「令和6年能登半島地震雇用情勢関係資料」がついております。

のインデックスがついた資料についてです。足下の経済状況等に関する補足資料ですが「内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断」など7の項目の結果がまとめてあります。

のインデックスがついた資料ですが、本年7月8日開催第9回本審でお 配りした資料の、データを更新した資料になります。

のインデックスがついた資料についてです。目安小委員会の仁平委員が 提出した資料で、パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最 低賃金の推移が都道府県ごとにまとめてあります。

資料の説明は以上となります。

部会長 ただ今説明がありました資料につきまして何か御質問等ありますか。

ないようでしたら、以上で予定されておりました議題はすべて終了しましたが、専門部会は原則公開となっておりますので、本日の専門部会は資料等を公開するということでよろしいでしょうか。

委員全員

(異議なし)

部会長

それでは、特にないようでしたら本日の専門部会を終了させていただきます。

本日はこのような形の参加でいるいろ御迷惑をおかけいたしました。 皆様どうもありがとうございました。